

まひよう

まずは相談『包括』へ

高齢者あんしん相談窓口
地域包括支援センターのご案内

高齢者の相談窓口である地域包括支援センターを、市内10か所に設置しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどが、高齢者やご家族、地域の方々からのさまざまな相談に応じ、適切なサービスや制度につなげるなどの総合的な支援を行います。

相談は無料ですので、介護のこと、生活のこと、健康のことなど、困り事や心配事があるときは、お気軽にご相談ください。

■担当地域一覧

地区名	名称等	対象地域
西部	あさひ（旭町4番12号） ☎27-8880	入舟町、船見町、弥生町、弁天町、大町、末広町、元町、青柳町、谷地頭町、住吉町、宝来町、東川町、豊川町、大手町、栄町、旭町、東雲町、大森町
中央部第1	こん中央（松風町18番14号） ☎27-0777	松風町、若松町、千歳町、新川町、上新川町、海岸町、大縄町、松川町、万代町、中島町、千代台町、堀川町、高盛町、宇賀浦町、日乃出町、的場町、金堀町、広野町
中央部第2	ときとう（時任町35番24号） ☎33-0555	大川町、田家町、白鳥町、八幡町、宮前町、時任町、杉並町、本町、梁川町、五稜郭町、柳町、松陰町、人見町、乃木町、柏木町
東央部第1	ゆのかわ（湯川町3丁目29番15号） ☎36-4300	川原町、深堀町、駒場町、湯浜町、湯川町1～3丁目、花園町、日吉町1～4丁目
東央部第2	たかおか（高丘町3番1号） ☎57-7740	戸倉町、榎本町、上野町、高丘町、滝沢町、見晴町、鈴蘭丘町、上湯川町、銅山町、旭岡町、西旭岡町1～3丁目、鱒川町、寅沢町、三森町、紅葉山町、庵原町、亀尾町、米原町、東畑町、鉄山町、蛾眉野町、根崎町、高松町、志海苔町、瀬戸川町、赤坂町、銭亀町、中野町、新湊町、石倉町、古川町、豊原町、石崎町、鶴野町、白石町
北東部第1	西堀（中道2丁目6番11号） ☎52-0016	富岡町1～3丁目、中道1～2丁目、鍛冶1～2丁目
北東部第2	亀田（昭和1丁目23番8号） ☎40-7755	美原1～5丁目、赤川1丁目、赤川町、亀田中野町、北美原1～3丁目、石川町、昭和1～4丁目
北東部第3	神山（神山1丁目25番9号） ☎76-0820	山の手1～3丁目、本通1～4丁目、陣川1～2丁目、陣川町、神山1～3丁目、神山町、東山1～3丁目、東山町、亀田大森町、水元町
北部	よろこび（桔梗1丁目14番1号） ☎34-6868	浅野町、吉川町、北浜町、港町1～3丁目、追分町、桔梗1～5丁目、桔梗町、亀田町、西桔梗町、昭和町、亀田本町、亀田港町
東部	社協（館町3番地1） ☎82-4700	戸井支所、恵山支所、榎法華支所、南茅部支所管内全域

お問合せ 地域包括ケア推進課 ☎21-3016

11月は「高齢者虐待防止推進月間」です

お問合せ 高齢福祉課
☎21-3025

高齢者虐待とは？

65歳以上の高齢者に対して行われる次のような行為です。

- ・身体的虐待（殴る、蹴るなどの暴力を加える。ベッドに縛り付けるなど行動を制限する。）
- ・ネグレクト（食事を与えず衰弱させる。介護・世話をしない。劣悪な環境で生活させる。）
- ・心理的虐待（著しい暴言、無視する、その他心理的外傷を与える言動。）
- ・性的虐待（わいせつな行為をする、またはさせる。）
- ・経済的虐待（財産を不当に処分する。日常生活に必要な金銭を渡さない。）



虐待かもと思ったら

ためらわずに高齢福祉課（市役所2階）、亀田福祉課、上記の「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」に相談・通報してください。

～高齢者の虐待防止・孤立防止パネル展～

高齢者虐待を防止する取り組みや、高齢者の孤立を防ぐ取り組みについて紹介します。

期間・会場

- ▷11月7日(土)～20日(金) 中央図書館1階展示コーナー ※ 11日(水)、18日(水)は施設の休館日です。
- ▷11月24日(火)～26日(木) 市役所1階市民ホール